

目 次

第1章 バリアフリー基本構想の改定にあたって	1
1. 背景と目的	1
2. バリアフリー法の概要	2
3. 構想の位置づけと目標年次	6
第2章 重点整備地区の設定	7
1. 重点整備地区の選定	7
2. 生活関連施設・生活関連経路の設定	13
3. 重点整備地区のバリアフリー化の基本方針	22
第3章 まち歩き点検による区民意見	23
1. まち歩き点検の概要	23
2. まち歩き点検による意見のまとめ	33
第4章 重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針	40
1. 公共交通のバリアフリー化	41
2. 道路等のバリアフリー化	42
3. 公園のバリアフリー化	43
4. 建築物のバリアフリー化	43
5. その他（ソフト面の取り組み）	44
第5章 特定事業の設定	45
1. 新中野地区	46
2. 中野地区	48
3. 東中野・落合地区	50
4. 新井薬師前地区	52
5. 沼袋地区	54
6. 野方地区	56
7. 鶯宮地区	58
第6章 心のバリアフリーへの取り組み	60
1. 心のバリアフリーの重要性	60
2. 心のバリアフリーの推進	61

第7章 構想の推進に向けて	65
1. 特定事業計画の策定・事業の推進	65
2. 事業の進行管理	65
3. 整備後の利用状況の確認	65
4. 事業の進捗に関する情報提供の実施	66
5. 重点整備地区以外のバリアフリー化	66
6. 構想の見直し	66
資料編	67
資料1 検討経緯	67
資料2 中野区の概況	68
資料3 区民意向	77
資料4 用語解説	94

○用語の説明について

本構想の本文中で「*」印を右上に付した語句は、巻末の「用語解説」において説明している。

○「障害」の表記について

「障害」の表記については、「障害」のほか「障碍」や「障がい」等も使われているが、本構想では、「障害」が法律や制度等の名称において使われており、また、広く普及している現状を踏まえ、「障害」と表記する。

○本構想に使用している地形図について

本構想に掲載している地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。（承認番号：26 都市基交測第 249 号）

また、地図の背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。（利用許諾番号：MMT利許第 009 号-30）